

3 県税の交付金等一覧(令和4年度)

種類	区分	根拠条文	交付先	交付額	交付時期 (算定期間)
地方消費税交付金		法72条の115 令35条の21 則7条の2の14～15	市町村	(払込額±都道府県間の清算額)×2分の1 R元年10月1日から 従前分(1.0%)<人口:従業者数=1:1で按分> 引上分(1.2%)<全額人口により按分>	6月(2～4月) 9月(5～7月) 12月(8～10月) 3月(11～1月)
ゴルフ場利用税交付金		法103条 則8条の13	ゴルフ場所在 市町村	収入額×10分の7	8月(3～7月) 12月(8～11月) 3月(12～2月)
環境性能割交付金		法177条の6 令44条の7～10 則9条の8～15	市町村	収入額×100分の95×100分の43 <市町村道の延長及び面積で按分>	8月(4～7月) 12月(8～11月) 3月(12～3月)
利子割交付金		法71条の26 令9条の14～15 則3条の8～9	市町村	(収入額－法人県民税からの控除・還付額 ±都道府県間の精算額)×100分の99×5分の3 <県内各市町村の個人県民税の収入額の合計額 に占める割合の3年平均で按分>	8月(3～7月) 12月(8～11月) 3月(12～2月)
配当割交付金		法71条の47 令9条の18～19 則3条の11～11の2	市町村	収入額×100分の99×5分の3 <県内各市町村の個人県民税の収入額の合計 額に占める割合の3年平均で按分>	8月(3～7月) 12月(8～11月) 3月(12～2月)
株式等譲渡所得割 交付金		法71条の67 令9条の22～23 則3条の13～13の2	市町村	収入額×100分の99×5分の3 <県内各市町村の個人県民税の収入額の合計 額に占める割合の3年平均で按分>	3月(3～2月)
法人事業税交付金		法72条の76 令35条の4の5～7 則7条の2、2の3	市町村	収入額×100分の7.7 ※R2年度の交付率は100分の3.4 <県内各市町村の従業者数で按分> ※経過措置 R2年度:法人税割額 R3年度:2/3法人税割額、1/3従業者数 R4年度:1/3法人税割額、2/3従業者数	8月(3～7月) 12月(8～11月) 3月(12～2月)
自動車取得税交付金		地方税法等の一部 を改正する等の法律 (平成28年法律第13 号)による改正前の 地方税法(昭和25年 法律第226号)第143 条第1項	市町村	収入額×100分の95×100分の70 <市町村道の延長及び面積で按分>	8月(4～7月) 12月(8～11月) 3月(12～3月)
徴収取扱費交付金		法47条 令8条の3 県税条例5条の3	市町村	・納税義務者数×3,000円 ・県民税の過誤納による歳出からの還付又は充当額 ・県民税の過誤納による還付又は充当に対する還付 加算金額 ・県民税納期前の前納に対する報奨金額 ・県民税から控除できなかった配当割額又は株式譲 渡所得割額に係る還付又は充当額	8月 11月 2月 5月
特別徴収義務者交付金	交付金交付要項		特別徴収 義務者	・ゴルフ場利用税 納期限内収入額×100分の1.8 ・軽油引取税 納期限内収入額×100分の2.5	7月 (前年4～3月)
県税徴収取扱手数料					
納税証紙売りさばき 手数料 (狩猟税)	県税条例施行規則 34条の4 事務取扱要領	県税条例 131条の 売りさばき人		売りさばき額×100分の2	当該年度中 (当該年度)
収納計器取扱手数料 (自動車税(種別割、 環境性能割))	県税条例施行規則 32条の2、32条の2 の4 事務処理要領	県税条例 59条、69条の 指定人		証紙押印額 { 5,000万円以下の部分×1,000分の14 5,000万円超 1億5,000万円以下の部分×1,000分の8 1億5,000万円超 2億5,000万円以下の部分×1,000分の7 2億5,000万円超 3億5,000万円以下の部分×1,000分の6 3億5,000万円超の部分×1,000分の3 の合計額	毎月 (翌月払い)